

発議第9号

令和元年6月28日

木津川市議会議長 山本 和延 様

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 木津川市議会議員 | 酒井 弘一 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 高味 孝之 |
|     | 木津川市議会議員 | 山本しおぶ |
|     | 木津川市議会議員 | 福井 平和 |

10月実施予定の消費税増税の中止または延期を求める意見書  
について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条  
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

## 10月実施予定の消費税増税の中止または延期を求める意見書（案）

安倍内閣は、今年10月1日に消費税増税を強行しようとしている。

日本経済の実態は、消費税8%への引き上げ以降、多くの市民にとって景気が良くなつたとの実感がない。

6月の内閣府発表によれば、5月に続いて2カ月連続で経済情勢は「悪化」となつた。かつて消費税が5%へ、また8%へ引き上げられたときの経済情勢は「拡大局面」、「回復の動きを強めている」や「緩やかに回復」といった上向きの判断であった。「悪化」の判断は極めて深刻な事態である。

国民世論は、今年10月の10%への増税に反対が過半数である。これは、消費増税によって経済のさらなる悪化が懸念されるとともに、実質賃金や年金所得の減少という苦しい家計の実態を反映したものである。

「増税の前にやることがある」という意見も含めて、消費税増税の環境は全くないと言わなければならない。

よって国におかれでは、消費税の在り方について国民の中に様々な意見の違いもあり、10月の10%への増税を中止または延期して、財政の健全化を図るとともに、経済立て直しと総合的な税制の公平化を図るための政策を優先させるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年　　年　　日

木津川市議会議長　　山本　和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣